

清水町新婚世帯定住促進事業補助金について

1 目的

新婚世帯の家賃の一部を補助し、経済的な負担を軽減する。
町外者の転入を促すとともに、町内者の町外流出を防ぎ、定住人口の増加を期待する。
町内会等に加入することで、まちづくりへの参画を期待する。

2 対象者

新婚世帯（婚姻届を提出して1年以内の世帯）で、夫婦の満年齢の合計が80歳未満の世帯。
民間賃貸住宅に居住し、事業主から住宅手当を受領していない世帯。
町内会等に加入している世帯。
市町村税を滞納していない世帯。
公営住宅等住宅政策による低廉な住宅に入居している世帯は除く。

3 補助額

家賃の2分の1（1,000円未満は切り捨て）で、上限10,000円（月額）。
契約書の写しにより確認する。
交付期間は最大12箇月。

4 補助金交付方法

請求書の提出を受け、口座振込により交付する。
〔4月～9月分〕9月15日～30日の期間に請求書を提出
〔10月～3月分〕3月15日～31日の期間に請求書を提出
但し補助金交付終了月が3月及び9月以外の請求はその終了月に請求する。
世帯全員の住民票の添付を求めるが、住民基本台帳の閲覧について了解した場合は省略する。

5 お問い合わせ先

企画課まちづくり推進係
0156-62-2114（直通） FAX 0156-62-5116
E-mail:machi2@town.shimizu.hokkaido.jp



補助金の交付申請及び請求方法について

補助金の交付申請及び請求については、以下の書類を揃えて役場企画課まちづくり推進係又は御影支所に提出してください。

(1) 補助金の交付申請に必要な書類

清水町新婚世帯定住促進事業補助金交付申請書（様式第1号）

町内会等加入証明書（様式第2号）

民間賃貸住宅の契約書の写し

住民票（世帯全員のもの）の写し

住民基本台帳又は外国人登録原票の確認に同意した場合を除く

戸籍謄本

市町村税完納証明書又は非課税証明書

その他町長が必要と認める書類

(2) 補助金の請求に必要な書類

清水町新婚世帯定住促進事業補助金請求書（様式第4号）

町内会等加入証明書（様式第2号）又は町内会加入を確認できるもの

住民票（世帯全員のもの）の写し

住民基本台帳又は外国人登録原票の確認に同意した場合を除く

市町村税完納証明書又は非課税証明書

町税納税状況の閲覧に同意した場合を除く。

その他町長が必要と認める書類